

生活資金貸付申込書

会員氏名 職員コード				所属名 所属コード				貸付 区分 ※1	新規 借換	
借受申込額	0000円			(内訳)	毎月分	0000円				
					ボーナス分 ※2	0000円				
希望する 償還回数	毎月分	回			※1 「借換」とは、互助会から同種類の貸付を再度借り入れる場合のことを言います。 ※2 ボーナス償還の設定は次の事項をご確認ください。 ・100万円以上の申込みの場合利用できません。 ・10万円単位での設定です。 ・ボーナス償還の借受額は、「借受申込額の1/2以内」です。 ・ボーナス償還の償還回数は、「毎月分償還回数の1/6以内」です。					
	ボーナス分 ※2	回								
貸付事由 (具体的に)										
借受希望日	年	月	日	〔1～15日互助会受付：翌月10日送金〕〔16～月末互助会受付：翌月25日送金〕			〔送金先： 給付金等振込口座〕			
団体信用生命保険加入希望 (任意加入) <small>注意事項4参照</small>				加入する					加入しない	
貸付申込時の 給料月額 (調整額・教育調整額含む)	職 級 号			(毎月償還限度額) A×0.3(円未満切捨)			(ボーナス償還限度額) A×0.6(円未満切捨)			
	円 (A)			円			円			
現在借受中の 貸付金	借受先	件数	借受金額	毎月償還額(a)	ボーナス償還額(a)					
	互助会	件	円	円	円					
	共済組合	件	円	円	円					
	厚生財団	件	円	円	円					
	その他	件	円	円	円					
	(合計)	件	円	円	円					
(互助会記入欄)	今回借受の償還額(b)			毎月償還額	ボーナス償還額					
	今回借受後の償還額合計(a+b) <small>(この金額が償還限度額を超えると貸付できません)</small>			毎月償還額	ボーナス償還額					
	貸付番号			決定金額	0000円					
				(借換の場合) 送金額	円					
一般財団法人新潟県教職員互助会貸付規程に基づいて、上記金額を借受たいので申込みます。 一般財団法人新潟県教職員互助会理事長 様 年 月 日 借受人 氏名 (自筆) 印 上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。 年 月 日 所属所在地 〒 TEL _____ 所 属 名 所属長職氏名 印										
事務局受付印										

- 留意事項
- 1 休職、休業等による無給者の場合は、新たな貸付はできません。
 - 2 借用証書は貸付決定時に送付しますので、貸付日の5日前までに提出してください。
 - 3 送金先は、設定している給付金等振込口座となります。
 - 4 団体信用生命保険とは、死亡又は高度障害の状態に該当した場合に、借受人に代わって保険会社が債務を返済するものです。(任意加入、保険料は借受人負担)

※本同意書は、署名、押印のうえ貸付申込書と同時に提出してください。
ご提出いただけない場合は、貸付け申込みを受付けすることができません。

貸付事業における個人情報に関する同意書

一般財団法人新潟県教職員互助会の貸付けの申込みにあたって、個人情報を下記「貸付事業における個人情報の取扱いについて」のとおり取扱うことに同意します。

貸付種別	生活資金貸付金
貸付申込金額	00,000 円
貸付申込年月日	年 月 日

一般財団法人新潟県教職員互助会理事長 様

年 月 日

同意者

借 受 人	所属名			(TEL)
	現住所	〒		(TEL)
	職名	フリガナ		
		氏名		

※必ず本人が署名してください。

〈貸付事業における個人情報の取扱いについて〉

1 個人情報の利用目的

一般財団法人新潟県教職員互助会（以下「当互助会」という。）は、貸付けを受ける会員の皆様の個人情報を、次の利用目的の達成に必要な範囲内で利用します。

- 貸付けの審査・決定
- 貸付金の償還管理
- 当互助会が損害保険会社と締結した場合その貸付保険契約の事務手続き
- 2に掲げる業務の実施
- その他貸付事業の適切かつ円滑な実施

2 個人情報の第三者提供

当互助会は、貸付けを受ける会員の皆様の個人情報を、下記により第三者に提供します。

(1) 貸付金の送金関連

〈提供時期〉
当互助会が、貸付金の借受人口座への送金を依頼するとき
〈提供先〉
金融機関
〈提供先における個人情報の利用目的〉
貸付金を借受人の口座へ送金するため
〈提供される個人情報の内容〉
「振込依頼票」や「振込データ」等に記載された個人情報(氏名、振込先金融機関、貸付金額等)
〈提供の手段又は方法〉
電磁的記録媒体又は帳票を交付

(2) 貸付金の償還関連

〈提供時期〉
当互助会が、償還金の給与又はボーナスからの控除を依頼するとき
〈提供先〉
会員が所属する地方公共団体又は独立行政法人等
〈提供先における個人情報の利用目的〉
貸付償還金を給与又はボーナスから控除し、当互助会へ送金するため
〈提供される個人情報の内容〉
「償還金内訳書」又は「償還金控除依頼データ」等に記載された個人情報(氏名、貸付年月日、貸付残高、当月償還額等)
〈提供の手段又は方法〉
電磁的記録媒体又は帳票を交付

(3) 貸付保険関連

〈提供時期〉
借受人に債務不履行が発生した場合又は借受人に債務不履行の発生する可能性が極めて高い場合
〈提供先〉
○当互助会が必要と認める損害保険会社
〈提供先における個人情報の利用目的〉
貸付保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、その他保険契約に関連・付随する業務に利用し、当互助会、他の損害保険会社及び再保険会社に上記目的の範囲内で提供するため ※
〈提供される個人情報の内容〉
○「貸付申込書」及び「借用証書」に記載された個人情報(住所、氏名等)
○保険金請求時に提出する資料に記載された個人情報(登記簿謄本、貸付金償還表等、弁護士等及び裁判所から債務整理に関して通知された文書、その他損害保険会社が必要と認める書類に記載される一切の情報)
〈提供の手段又は方法〉
帳票を交付

注：上記には当互助会を通じて間接的に取得する個人情報(保険金請求時等に必要書類に記載される借受人以外の個人情報)を含みます。

※再保険会社について

保険会社が危険の分散を図るため、引受けた保険契約上の責任の一部又は全部を他の保険会社に転嫁することを再保険といい、当該他の保険会社を再保険会社といいます。